

豊見城市庁舎

自動証明写真機設置希望者の選定方法

(趣旨)

第1条 自動証明写真機の設置を希望する者（以下「設置希望者」という。）の選定方法の取扱いについては、この選定方法の定めるところによる。

(提案書の提出)

第2条 設置希望者は、別に定める受付期間中に、申込書を直接または郵送にて提出すること。

2 別に定める受付期間に遅れたときは、提出を認めない。

(売上料)

第3条 豊見城市に納入する貸付歩合率は、13%以上とする。

金額の中には、電気料金は含まない。

2 売上料は、毎月の売上報告により算出し、電気料金とともに、毎月払いとする。

(設置者の決定)

第4条 設置者は、貸付歩合率の最も高い者に決定する。

2 設置者が決定した後、申込書の提出があったすべての設置希望者名及び設置決定者名をFAXにて公開する。

(同率の設置希望者が2人以上ある場合の決定)

第5条 貸付歩合率が同率の設置希望者が2人以上あるときは、申請書類を考慮して管財課で選定し、内容は公開しない。

(設置者の決定後の手続き)

第6条 決定された設置者は、直ちに行政財産使用許可申請書を提出しなければならない。

(不正行為)

第7条 当該選定を妨害し又は提出書類に不正があった場合や不正行為をするおそれがあるときは、その設置希望者に自動証明写真機を設置させない。